

平成 31 年 4 月 1 日 改正

埼玉県理容美容専門学校単位履修規程

(趣旨)

第1条 本規定は埼玉県理容美容専門学校学則第 9 条の規定に基づき、授業科目の履修について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目は学則第 8 条に基づくものとし、区分は必修科目及び選択科目とする。

(履修要件)

第3条 授業科目の履修にあたっては、原則として学則第 8 条に基づき履修するものとする。

(単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数の計算方法は、1 単位が 30 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

(単位の授与)

第5条 授業科目を履修した者で、試験又はその他適当な方法による考査に合格した者に対しては、学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 その他、校長が認める場合はこの限りではない。

(進級要件)

第6条 進級するためには学則 8 条別表 1-1 及び別表 1-2 の配当年次授業科目の単位を取得していなければならない。

2 その他、校長が認める場合はこの限りではない。

(卒業要件)

第7条 卒業するためには学則 8 条別表 1-1 及び別表 1-2 の配当年次授業科目の単位を取得していなければならない。

2 その他、校長が認める場合はこの限りではない。

(試験)

第8条 試験は、学期末に期間を定めて筆記、実技、実習等の方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験等を行うことがある。

- 3 授業実施時間の 3 分の 2 以上の出席をしなければ、原則として当該授業科目の受験資格を失うものとする。
- 4 第 1 項又は第 2 項に規定する試験等において不正行為があった場合には、原則として当該学期の全科目の成績を F とするほか、懲戒処分を受けることがある。

(成績評価)

第9条 成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判定する。

- 2 成績の評価は次の通りとし、A、B、C、D 及び E を合格とし所定の単位を与える。

評価	評点	GP
A	90 点～100 点	4
B	80 点～ 89 点	3
C	70 点～ 79 点	2
D	60 点～ 69 点	1
E	追試験及び再試験合格者	1
F	59 点以下	0
放棄	0 点	0

- 3 放棄とは、授業時間の 3 分の 1 を超えて授業に出席せず、又は前条に定める試験を受けなかった場合をいう。
- 4 成績の評価が F や放棄など不合格になった科目は、追試験及び再試験を受験し合格をすれば改めて履修することができる。
- 5 平均評価点は、学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA : Grade Point Average)によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((A \text{ の単位数} \times 4 + B \text{ の単位数} \times 3 + C \text{ の単位数} \times 2 + D \text{ の単位数} \times 1 + E \text{ の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数}))$$

(追試験)

第10条 所定の試験に病気その他特別な理由により、やむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

- 2 追試験により合格した者の評価は E とする。

(再試験)

第11条 成績の評価が F の者に対しては、願い出により再試験を行うことができる。

- 2 再試験により合格した者の評価は E とする。

(補講授業)

第12条 授業の休講等により本規定第3条に基づく履修ができない場合、補講授業を行う。

(補習授業)

第13条 授業の欠席等により本規定第3条に基づく履修ができない場合、補習授業を行う。